

新型コロナウイルス感染症特別傷病手当金及び特別傷病見舞金支給一覧

項 目	特別傷病手当金 1	特別傷病手当金 2	特別傷病見舞金
全 般	<p>1 支給の条件 当組合被保険者又は第二種組合員のうち、「新型コロナウイルス感染症に感染」又は「発熱等の症状があり感染が疑われる」ことにより就労（就業）することができず、給与（収入）の全部又は一部を得ることができなくなった方。 ※（ ）内は事業所得者の場合。</p> <p>2 支給期間 令和2年1月1日～12月31日の間で、療養のため就労（就業）することができない期間。ただし、入院が継続する場合等は最長1年6カ月まで。</p> <p>3 支給対象となる日数 就労（就業）することができなくなった日から起算して3日を経過した4日目から、就労（就業）することができない期間のうち就労（就業）を予定していた日。「3日を経過した日」とは、3日間連続することが必要。待機期間中の有給・無給は問わない。</p> <p>4 併給は不可 既存の傷病手当金、療養手当金及び傷病見舞金との併給は行わない。</p>		
支給対象者	<p>1 給与等の支払いを受けている第一種組合員（法人事業所の理事長等の役員・管理者・勤務医等）。</p> <p>2 給与等の支払いを受けている准組合員。</p> <p>3 役員報酬等（青色事業専従者及び白色事業専従者を含む）の支払いを受けている第一種組合員及び第二種組合員の家族。</p>	<p>事業所得を得ている第一種組合員のうち、医療法に定める休止届を届け出た方。</p>	<p>事業所得を得ている第二種組合員のうち、医療法に定める休止届を届け出た方。</p>
支 給 額	<p>1 1日当たりの支給額[=(直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数)×(2/3)]×支給対象となる日数。</p> <p>2 1日当たりの支給額が、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額を超えるときはその額。</p> <p>3 給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、上記の計算式により算出される額より少ないときは、その差額を支給。</p> <p>4 規定にある支給限度日数の300日または150日とは別に支給。</p>	<p>1 入院療養 日額 15,000円</p> <p>2 在宅療養 日額 9,000円</p> <p>3 規定にある支給限度日数の300日とは別に支給。</p>	<p>1 入院療養 日額 12,000円</p> <p>2 在宅療養 日額 7,200円</p> <p>3 規定にある支給限度日数の300日とは別に支給。</p>